

## 鶴田町新公式キャラクター愛称募集要項

### 1 趣旨

鶴田町マスコットキャラクター「つるりん」の LINE スタンプや 10 周年記念ピンバッジ等に登場しているツルのキャラクターに、新たな鶴田町のキャラクターとして、つるりと一緒に鶴田町を PR してもらうことになりました。そこで下図のキャラクターにふさわしい愛称を募集します。

### 2 愛称募集のキャラクター

【正面図】



【背面図】



【他ポーズ】



【キャラクター設定】

・つるりんのおともだち ・つるりんが大好きで、いつもそばにいます
-------------------------------------

### 3 募集期間

令和 6 年 2 月 1 日(木)～令和 6 年 3 月 15 日(金)

### 4 募集資格

特にありません。

### 5 募集規定

- ・1 人1点までとします。
- ・第三者の著作権等の権利を侵害しないものに限りします。

### 6 応募方法

- ・google フォーム、応募用紙(用紙は企画観光課窓口および町ホームページからもダウンロードできます)、E メール([keikaku@town.tsuruta.lg.jp](mailto:keikaku@town.tsuruta.lg.jp))からご応募ください。
- ・キャラクターの愛称(漢字の場合はふりがなも付けてください)、愛称を付けた理由(意味・説明など)、応募者の氏名(ふりがな)、住所、年齢、職業、電話番号を記載してください。

### 7 審査・表彰

- ・管内小・中学生の投票で5作品を選び、その後選考委員会により最優秀賞を決定します。
- ・最優秀賞に選ばれた方には、記念品としてつるりんまたは新キャラクターのぬいぐるみを贈呈します(記念品は愛称決定後に製作しますので、お届けするまでお時間をいただきますことをご了承ください)。

### 8 応募上の注意

- ・親しみが持て、可愛がってもらえる愛称とします。
- ・愛称については、同じ読み方で文字の表記(ひらがな、カタカナ、漢字、ローマ字など)が異なるものは別名とします。

## 9 作品の取扱い

・最優秀賞受賞者は、受賞と同時に当該受賞作品から生じる一切の権利(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む)を鶴田町に譲渡するものとし、商品化に関する権利その他一切の権利は、鶴田町に帰属するものとします。

・最優秀賞受賞者は、当該作品に関する著作者人格権を行使しないものとします。

## 10 個人情報の取扱い

応募に係る個人情報は適切に管理し、審査・発表・通知・記念品発送等、募集の目的以外で無断使用することはありません。なお、受賞者の氏名・住所(市区町村)については選考結果発表のために公表します。

## 11 その他

・応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

・結果発表後であっても、本要項の条件に反していることが分かった場合は賞を取り消します。

## 12 問い合わせ先

鶴田町役場 企画観光課まちづくり班

電話:0173-22-2111 Eメール:[keikaku@town.tsuruta.lg.jp](mailto:keikaku@town.tsuruta.lg.jp)